

議案第56号

小野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
の制定について

小野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

平成29年11月27日提出

小野市長 蓬 萊 務

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、
規定の整理を行う必要があるため。

小野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

小野市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者がいない場合にあつては」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。